



新潟県報

発行 新潟県

第 57 号

平成30年7月24日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 814 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）
- 815 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の事業廃止届（障害福祉課）
- 816 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援事業者の指定（障害福祉課）
- 817 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援事業者の廃止届（障害福祉課）
- 818 土地改良区連合役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 819 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 820 建設業法による許可の取消し（監理課）
- 821 公共測量の実施通知（監理課）
- 822 都市公園の区域変更と供用開始（都市整備課）
- 823 指定構造計算適合性判定機関の名称等の変更（建築住宅課）

公 告

- 予算の公表（財政課）
- 特定調達契約の落札者等（警察本部会計課）

公安委員会告示

- 88 警備員指導教育責任者講習の実施（生活安全企画課）

告 示

◎新潟県告示第814号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成30年7月24日

新潟県知事 花 角 英 世

障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
生活介護	指定障害福祉サービス事業所 トム・ソーヤ	燕市燕1123番地8	特定非営利活動法人 アビリティィ燕	平成30年 6月15日

◎新潟県告示第815号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成30年7月24日

新潟県知事 花 角 英 世

指定障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止年月日
短期入所	短期入所施設上吉野愛宕の園	上越市大字上吉野1912番地1	社会福祉法人上越あたご福祉会	平成30年6月30日

◎新潟県告示第816号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定による指定一般相談支援事業者を次のとおり指定した。

平成30年7月24日

新潟県知事 花角英世

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
地域移行支援	センター病院相談支援事業所	上越市南高田町6番9号	一般財団法人上越市地域医療機構	平成30年7月1日
地域定着支援				
地域移行支援	相談支援事業所 ござ	阿賀野市北本町12-58	一般社団法人阿賀野市会	平成30年7月1日
地域定着支援				

◎新潟県告示第817号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定により指定一般相談支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成30年7月24日

新潟県知事 花角英世

障害児通所支援の種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止年月日
地域移行支援	相談支援事業所手まり	上越市高土町2丁目2番14号コーポエイト105号	合同会社町の福祉の相談室	平成30年6月30日
地域定着支援				

◎新潟県告示第818号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、新潟市の信濃川下流土地改良区連合から次のとおり役員が就退任した旨の届出があった。

平成30年7月24日

新潟県新潟地域振興局長

1 就任

- | | | |
|----|----------------------|----------------|
| 理事 | 新潟市南区松橋23番地 | 田村 兵一
(理事長) |
| 〃 | 南蒲原郡田上町大字田上丁1659番地1 | 田巻 俊光 |
| 〃 | 加茂市大字天神林29番地1 | 塩野 勇 |
| 〃 | 新潟市南区小蔵子2037番地4 | 片野 秀雄 |
| 〃 | 新潟市南区新飯田391番地 | 中川 卓 |
| 〃 | 加茂市大字後須田804番地 | 樋口 正久 |
| 〃 | 新潟市南区牛崎315番地 | 荒井 誠一 |
| 〃 | 南蒲原郡田上町大字横場新田1942番地 | 齋藤 孝夫 |
| 〃 | 加茂市大字加茂新田3902番地 | 塩野 與一 |
| 監事 | 新潟市南区上木山51番地 | 丸山 久夫 |
| 〃 | 南蒲原郡田上町大字原ヶ崎新田1836番地 | 石澤 昇 |
| 〃 | 加茂市大字下条甲1511番地1 | 井上 長治 |
- 就任年月日 平成29年3月16日

2 退任

- | | | |
|----|-------------|----------------|
| 理事 | 新潟市南区松橋23番地 | 田村 兵一
(理事長) |
|----|-------------|----------------|

〃	南蒲原郡田上町大字田上丁1659番地 1	田巻 俊光
〃	加茂市大字天神林29番地 1	塩野 勇
〃	新潟市南区鯉潟 1 丁目 7 番 7 号	清水 一義
〃	新潟市南区上木山51番地	丸山 久夫
〃	加茂市大字後須田804番地	樋口 正久
〃	新潟市南区牛崎315番地	荒井 誠一
〃	南蒲原郡田上町大字羽生田521番地	五幣 巖
〃	加茂市大字加茂新田3902番地	塩野 與一
監事	新潟市南区茨曾根5527番地	宮本 秀喜
〃	南蒲原郡田上町大字保明新田1194番地 6	小林 由一
〃	加茂市大字下条甲1511番地 1	井上 長治

退任年月日 平成29年3月15日

◎新潟県告示第819号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、妙高市の一部を受益地域とする県営杉野沢地区区画整理（農地環境整備）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年7月24日

新潟県上越地域振興局長

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成30年7月25日から平成30年8月21日まで

3 縦覧に供する場所

妙高市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第820号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

平成30年7月24日

新潟県知事 花 角 英 世

1 処分をした年月日 平成30年6月25日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社遠田コンクリート

遠田 博

3 主たる営業所の所在地

十日町市山本町 34

4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第18420号

5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成30年6月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成30年6月15日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社北勢興業

片野 利夫

3 主たる営業所の所在地

三条市大面字早稲田786-1

4 許可番号 新潟県知事許可(特-26)第21239号

5 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、管工事業、舗装工事業に係る特定建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成30年6月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成30年6月11日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社新生

本間 平和

3 主たる営業所の所在地

新潟市西蒲区角田浜1581-19

4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第43795号

5 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成30年6月11日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成30年6月26日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

湯沢コンクリート

湯沢 信治

3 主たる営業所の所在地

十日町市七軒町231

4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第8222号

5 処分の内容 とび・土工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成30年6月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成30年6月14日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

五十嵐興業

五十嵐 年勝

3 主たる営業所の所在地

新潟市西区木場2125

4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第4521号

5 処分の内容 土木工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成30年6月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成30年6月13日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社菅沼組

菅沼 敏夫

3 主たる営業所の所在地

長岡市寺泊木島650-1

4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第7264号

5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成30年6月13日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成30年6月1日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社ニットク

中島 孝行

3 主たる営業所の所在地

魚沼市下倉525

4 許可番号 新潟県知事許可(般特-28)第40952号

5 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成30年6月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成30年5月23日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社つばでん

相場 紀一

3 主たる営業所の所在地

燕市小高5536-1

4 許可番号 新潟県知事許可(般特-29)第5084号

5 処分の内容 土木工事業、管工事業、さく井工事業、消防施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し及び電気工事業に係る特定建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成30年5月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成30年6月12日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社山田建築
山田 一政
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市古正寺2-34
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(特-27)第6529号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る特定建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成30年5月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成30年5月29日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社高橋建設
高橋 輝夫
 - 3 主たる営業所の所在地
新発田市中曾根町1-10-18
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第542号
 - 5 処分の内容 水道施設工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成30年5月29日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成30年5月28日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
新栄住建株式会社
小日向 敏則
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市南区新飯田6917
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第15378号
 - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成30年5月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成30年6月5日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
西巻板金
西巻 正大
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市安塚区板尾281-6
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第9710号
 - 5 処分の内容 屋根工事業、板金工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成30年5月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

◎新潟県告示第821号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年7月24日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 地盤沈下変動調査（水準測量図作成）
 - 2 作業期間 平成30年6月29日から平成31年2月22日まで
 - 3 作業地域 新潟市全域
-

◎新潟県告示第822号

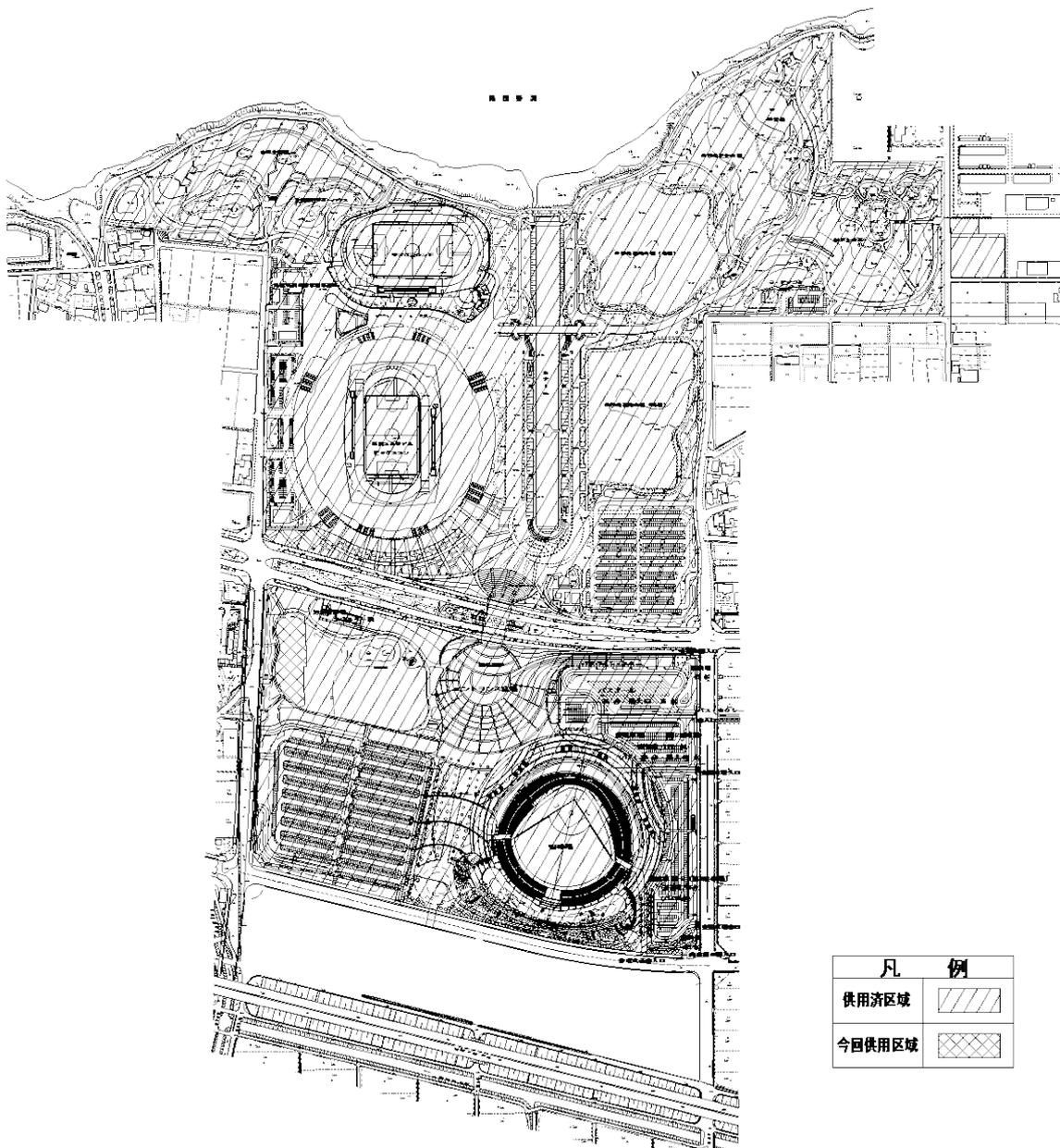
都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2及び新潟県都市公園条例（昭和60年新潟県条例第46号）第14条の規定により、都市公園の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

平成30年7月24日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 都市公園の名称
新潟県立鳥屋野潟公園
 - 2 都市公園の位置
新潟市中央区久蔵興野字中沖、鐘木、清五郎字川西及び字川東、長潟字大場、字宮谷内、字新田前、字長潟、字長谷内及び字北谷内並びに女池南3丁目
 - 3 変更に係る都市公園の区域
新潟市中央区清五郎字川東の一部（別紙図面のとおりに）
 - 4 変更に係る区域の供用開始の期日
平成30年8月1日
-

新潟県立鳥屋野潟公園（新潟県スポーツ公園）・供用開始区域



◎新潟県告示第823号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、国土交通大臣の指定に係る指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年7月24日

新潟県知事 花 角 英 世

1 名称

株式会社 建築構造センター

2 変更した内容

変更事項	変更前	変更後
構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	<p>本社 東京都新宿区新宿一丁目8番1号 大橋御苑駅ビル6階</p> <p>東北事務所 宮城県仙台市青葉区本町二丁目10番28号 カメイ仙台グリーンシティ3階</p> <p>福島事務所 福島県郡山市中町11番5号 やまのいビル1003号室</p> <p>埼玉事務所 埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目2番3号 さいたま浦和ビルディング3階</p> <p>千葉事務所 千葉県船橋市葛飾町2-402-3 丸庄ビル1階</p> <p>神奈川事務所 神奈川県横浜市西区北幸二丁目3番19号 日総第8ビル8階</p> <p>長野事務所 長野県長野市南県町1082番地 KOYO南県町ビル5階</p> <p>愛知事務所 愛知県名古屋市中区栄四丁目14番2号 久屋パークビル7階</p> <p>三重事務所 三重県四日市市浜田町12番18号 アーク四日市ビル7階</p> <p>山陰事務所 島根県松江市中原町6番地</p> <p>岡山事務所 岡山県岡山市北区内山下一丁目3番19号 成広ビル2階</p> <p>広島事務所 広島県広島市中区八丁堀15番6号 広島ちゅうぎんビル704-2号室</p> <p>香川事務所 香川県高松市亀井町2-1 朝日生命高松ビル5階</p> <p>愛媛事務所 愛媛県松山市三番町七丁目13番13号 ミツネビルディング601号室</p>	<p>本社 東京都新宿区新宿一丁目8番1号 大橋御苑駅ビル6階</p> <p>東北事務所 宮城県仙台市青葉区本町二丁目10番28号 カメイ仙台グリーンシティ3階</p> <p>福島事務所 福島県郡山市中町11番5号 やまのいビル1003号室</p> <p>群馬事務所 群馬県高崎市八島町262番地 内藤ビル2階</p> <p>埼玉事務所 埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目2番3号 さいたま浦和ビルディング3階</p> <p>千葉事務所 千葉県船橋市葛飾町2-402-3 丸庄ビル1階</p> <p>神奈川事務所 神奈川県横浜市西区北幸二丁目3番19号 日総第8ビル8階</p> <p>長野事務所 長野県長野市南県町1082番地 KOYO南県町ビル5階</p> <p>愛知事務所 愛知県名古屋市中区栄四丁目14番2号 久屋パークビル7階</p> <p>三重事務所 三重県四日市市浜田町12番18号 アーク四日市ビル7階</p> <p>山陰事務所 島根県松江市中原町6番地</p> <p>岡山事務所 岡山県岡山市北区内山下一丁目3番19号 成広ビル2階</p> <p>広島事務所 広島県広島市中区八丁堀15番6号 広島ちゅうぎんビル704-2号室</p> <p>香川事務所 香川県高松市亀井町2-1 朝日生命高松ビル5階</p> <p>愛媛事務所</p>

福岡事務所 福岡県福岡市博多区御供所町1番1号 西鉄祇園ビル3階 佐賀事務所 佐賀県佐賀市駅前中央一丁目9番38号 SONIC 佐賀駅前ビル704号室 長崎事務所 長崎県長崎市万才町3番4号 長崎ビル8階 鹿児島事務所 鹿児島県鹿児島市西千石町11番21号 鹿児島MSビル2階B号室 沖縄事務所 沖縄県浦添市牧港五丁目6番8号 沖縄県建設会館4階	愛媛県松山市三番町七丁目13番13号 ミツネビルディング601号室 福岡事務所 福岡県福岡市博多区御供所町1番1号 西鉄祇園ビル3階 佐賀事務所 佐賀県佐賀市駅前中央一丁目9番38号 SONIC 佐賀駅前ビル704号室 長崎事務所 長崎県長崎市万才町3番4号 長崎ビル8階 鹿児島事務所 鹿児島県鹿児島市西千石町11番21号 鹿児島MSビル2階B号室 沖縄事務所 沖縄県浦添市牧港五丁目6番8号 沖縄県建設会館4階
--	---

3 変更する年月日
平成30年7月30日

公 告

予算の公表について（公告）

平成30年7月13日新潟県議会において議決された平成30年度新潟県一般会計補正予算の要領は、次のとおりである。

平成30年7月24日

新潟県知事 花 角 英 世

平成30年度新潟県一般会計補正予算

平成30年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ858,782千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,241,083,285千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正					
1 歳 入					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第9款 国庫支出金		141,227,866 千円	528,379 千円	141,756,245 千円	
	第2項 国庫補助金	110,448,055	528,379	110,976,434	
第13款 諸収入		148,531,353	18,403	148,549,756	
	第6項 収益事業収入	3,231,099	18,403	3,249,502	
第14款 県債		266,220,000	312,000	266,532,000	
	第1項 県債	266,220,000	312,000	266,532,000	
歳入	合 計	1,240,224,503	858,782	1,241,083,285	

2 歳 出		項	補正前の額	補正額	計
款	費		千円	千円	千円
第2款 総務費	第1項 政 策 費		29,362,851	18,000	29,380,851
第6款 産業費	第2項 産 業 振 興 費		4,092,395	18,000	4,110,395
第11款 災害復旧費	第2項 土 木 施 設 災 害 復 旧 費		131,780,479	194,152	131,974,631
			1,650,514	194,152	1,844,666
			11,328,086	646,630	11,974,716
			7,972,064	646,630	8,618,694
歳 出	合 計		1,240,224,503	858,782	1,241,083,285

第2表 債務負担行為補正 1 追加								
事	項	期	間	限	度	額	説	明
G20新潟農業大臣会合開催推進協議会費用負担協定(相手方 G20新潟農業大臣会合開催推進協議会)		平成	31	年度		22,000	千円	
アルペンスキューワールドカップ2020大会(仮称)開催費用負担協定(相手方 アルペンスキューワールドカップ2020大会開催実行委員会(仮称))		平成	31	年度		30,000	千円	
県営湛水防除事業安野川6期地区区用地補償契約		平成	31	年度から 平成	32	年度まで	324,000	千円
内の倉ダム堰堤改良(ダム主放流設備)工事請負契約		平成	31	年度		150,000	千円	

起債の目的		補		正		前		正		後	
		限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	利率	起債の方法	利率	償還の方法	
災害復旧事業費	3,538,000	普通貸借又は債券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。なお、発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれ発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額とする。)	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又は一括払いの方法により満期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	年9パーセント以内	補	千円	3,753,000	補正前に同じ	補正前に同じ	償還の方法	
	447,000										534,000
行政改革推進債	8,977,000						8,987,000				
合 計	266,220,000						266,532,000				

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年7月24日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 調達件名及び数量
携帯電話による移動通信サービスの提供 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県警察本部警務部会計課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 契約方式
一般競争入札
- 4 落札決定日
平成30年7月4日
- 5 落札者の氏名及び住所
KDDIまとめてオフィス株式会社ソリューション新潟支店
新潟県新潟市中央区礎町通二ノ町2077
- 6 落札価格
18,475,776円
- 7 入札公告日
平成30年5月22日
- 8 落札方式
最低価格

公安委員会告示**◎新潟県公安委員会告示第88号**

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（新規取得講習）を次のとおり実施する。

平成30年7月24日

新潟県公安委員会

委員長 小 林 彰

- 1 講習に係る警備業務の区分
法第2条第1項第1号に規定する警備業務に係る講習（以下「1号警備業務」という。）
- 2 実施期間及び場所
 - (1) 実施期間
平成30年9月4日（火）から平成30年9月13日（木）までの8日間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで
 - (2) 実施場所
新潟県新潟市中央区新光町10番地2
技術士センタービル I
- 3 受講定員
30人
- 4 受講対象者
次のいずれかに該当する者を対象として実施する。
 - (1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
 - (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講警備業務に従事している者
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上受講警備業務に従事している者

5 受講申込手続

(1) 事前申込み

本講習を受講しようとする者は、受講申込書を提出する前に、次により申し込むこと。

ア 受付期間

平成30年8月6日（月）から平成30年8月7日（火）までの各日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センターの受付専用電話

電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

(ア) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(イ) 定員になり次第、受付を締め切る。

(ウ) 1件の電話での申込みは、1人とする。

(2) 受講申込書の提出等

ア 受講申込書の提出

(1)により、事前申込みを受理された者は、受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した顔写真を貼付したもの）1通に必要な事項を記入し、4に掲げる受講対象者であることを証明する次の関係書類を添えて提出すること。

(ア) 4(1)に該当する者

受講警備業務に従事した期間を証明する警備業者等の作成に係る書類（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(イ) 4(2)に該当する者

1級検定に係る合格証明書の写し

(ウ) 4(3)に該当する者

2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 4(4)に該当する者

旧1級検定に係る合格証の写し

(オ) 4(5)に該当する者

旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

イ 提出期間

平成30年8月21日（火）から平成30年8月22日（水）までの各日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

エ 提出方法

受講者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は認めない。

(3) 受講手数料

ア 金額

47,000円

イ 納付方法

新潟県収入証紙により、受講申込書提出時に納付すること。

なお、納付した受講手数料は、還付しない。

6 講習の委託

この講習は、一般社団法人新潟県警備業協会に委託して実施する。

7 本講習に関する問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

電話番号 025-285-0110 (代表)